

広島文化学園大学大学院学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、広島文化学園大学大学院学則第38条の規定に基づき、広島文化学園大学大学院（以下「本学大学院」という。）が行う学位の授与に関し必要な事項を定める。

第2章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第2条 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士を授与する。

2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときに授与することができる。

(博士論文研究基礎力審査)

第3条 修士論文及び最終試験に代えて、本学大学院学則第37条第2項に規定する博士論文研究基礎力審査は、次に掲げる試験及び審査を行う。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

2 博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、別に定める。

(学位論文審査基準)

第4条 修士及び博士前期・後期課程の学位論文審査基準は、各研究科で別に定める。

(修士及び博士の学位に付与する専攻分野の名称)

第5条 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げるとおりとする。

第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第6条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし、3部（正本1部、副本2部）を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳本、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第2条第2項に該当する者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び所定の審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に関する指導を受けた後退学した者（以下「本学大学院博士後期課程の教育課程を終えて退学した者」という。）が、再入学しないで、退学したときから3年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前3項により論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 本学大学院博士後期課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者

(2) 大学院博士前期課程又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有する者

(3) 大学の卒業生で、6年以上の研究歴を有する者

(4) 前各号に掲げる者以外の者で、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認める者

5 前項3, 4により学位論文の提出があったときは、学長は、研究科委員会に審査を付託する。

6 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを還付しない。

(審査委員会・試問委員会)

第7条 研究科委員会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3名以上からなる審査委員会を設ける。

2 研究科委員会は、第2条第2項に定める試問を行うため、試問委員3名以上からなる試問委員会を設ける。

3 研究科委員会において必要と認めるときは、当該研究科、他の大学院若しくは研究所等の教職員を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第8条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行う。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、本学大学院において博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は1ヶ国語を課することを原則とする。

4 本学大学院博士後期課程の教育課程を終えて退学した者から、退学したときから3年以内に学位論文を受理したときは、第2条第2項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(試問期間)

第9条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別な事由があるときは、学長は研究科委員会の意見を聴いたのち、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議の上、学長が審議の内容を聴いたのち博士の学位を授与すべきかどうかを決定する。

2 前項の審議をするには、研究科委員会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 研究科委員会において必要と認めるときは、当該研究科、他の大学院もしくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、決議に加わることはできない。

(研究科委員会の審議報告)

- 第12条 研究科長は博士の学位を授与できる者については、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。
- 2 研究科長は博士の学位を授与できない者については、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第13条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第15条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から原則3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学の協力を得て、機関リポジトリより行うものとする。
- 4 前2項の規定により学位論文を公表するときは、「広島文化学園大学大学院審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士又は博士の学位授与の取消し)

第17条 本学において修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いたのち、修士又は博士の学位の授与を取消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士又は博士の学位を受けたことが判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

- 2 研究科委員会において、前項の審議を行う場合は、研究科委員会委員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学大学院報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第 18 条 学位記，第 4 条第 3 項の申請書及び第 8 条の要旨等の様式は，別記様式第 1 号から別記様式第 8 号までのとおりとする。

(その他)

第 19 条 学位の授与に関し必要な事項は，この規程に定めるもののほか，学長が研究科委員会の意見を聴いたのち，別に定める。

附 則

- 1 この規程は，平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本学大学院の博士後期課程を経ない者に対する博士の学位の授与は，本学大学院の博士後期課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取り扱うものとする。
- 3 この規程は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 4 この規程は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 5 この規程は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 6 この規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 7 この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 8 この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 9 この規程は，平成 24 年 9 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 10 この規程は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 11 この規程は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 12 この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(学校教育法改正に伴う改正)
- 13 この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(教育学研究科課程変更に伴う改正)
- 14 この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 15 この規程は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(社会情報研究科の廃止に伴う改正)
- 16 この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(人間健康学研究科の設置及び博士論文研究基礎力審査に係る条文追加)
- 17 この規程は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(学位論文審査基準の変更)

別表第 1 (第 3 条関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研 究 科 名	専攻分野の名称		
	修士課程	博士前期課程	博士後期課程
看護学研究科		修士(看護学)	博士(看護学)
教育学研究科		修士(子ども学)	博士(子ども学)
人間健康学研究科	修士(人間健康学)		

[様式]

別記様式 第 1 号 (第 16 条関係)

別記様式 第 1 号- (2) (第 16 条関係)

別記様式 第 2 号 (第 16 条関係)

別記様式 第3号 (第16条関係)

別記様式 第4号 (第16条関係)

別記様式 第5号 (第16条関係)

別記様式 第6号 (第16条関係)

別記様式 第7号 (第16条関係)

別記様式 第8号 (第16条関係)